

**「投資協定仲裁の将来 ～欧州における投資協定仲裁への批判と投資裁判所構想、
これに対する最近のアイルランド最高裁判決の衝撃～」のご案内**

2022年12月8日

日本国際紛争解決センター（JIDRC）と投資協定仲裁研究会の共催によるオンラインセミナー「投資協定仲裁の将来 ～欧州における投資協定仲裁への批判と投資裁判所構想、これに対する最近のアイルランド最高裁判決の衝撃～」をご案内します。

企業活動のグローバル化が加速する中、国境を越えた紛争解決手段として国際仲裁・国際調停といったADRの活用が拡大しています。その中には、国家間で締結された投資協定や自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等において合意される投資協定仲裁（ISDS）も含まれており、日本企業による活用もなされています。

以前は、特に先進国側が投資協定やFTA/EPAの中でISDSを規定することが多かったのですが、投資受入国側の敗訴が続いたことや、国家の政策変更に関する裁量が限定されることへの懸念等から、EUが協定ベースのアドホックなISDSではなく、常設型の投資裁判所の設立構想を打ち出し、EUカナダFTA（CETA）にそのような内容が盛り込まれました。

しかし、本年11月11日に出されたアイルランド最高裁判決（[2022] IESC 44）は、CETAに含まれる投資裁判所の判断がアイルランドにおいて自動的に執行される点が司法権を侵害し、憲法34条に違反すると判断しました。この判断は、EUの投資裁判所構想の今後に大きな影響を与える可能性があります。

本投資協定仲裁セミナーでは、Meg Kinnear ICSID 事務局長にご挨拶をいただいた後、EUがISDSへの批判を受けてこれまで進めてきた投資裁判所構想と、今般のアイルランド最高裁判決の与える影響について、投資協定仲裁の専門家による有用な情報が提供されますので、奮ってご参加ください。

日 時：2022年12月16日（金）12:30～14:00

開催方法：JIDRC 及びオンライン（下記登録方法より登録）、無料

プログラム：

- 1 Meg Kinnear ICSID 事務局長のご挨拶
- 2 濱本正太郎京都大学教授のプレゼンテーション
- 3 コメンテーター：石戸信平（弁護士、西村あさひ法律事務所）及び1名（TBD）によるコメント
- 4 質疑応答

登録方法：Zoom によるウェビナーの参加登録はこちら。

（ご登録後、ウェビナー参加に関する確認メールが届きます。

<https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZYtf-yupzgpGt0XFnr79r5QaJvik4HLkf9X>

